

Ⅳ 【 母 子 保 健 課 】

1 母子保健

(1) 子育て支援

ア ① 母子健康手帳の交付

【目的】

妊娠から出産、育児を通しての母と子の一貫した健康管理を行う。

【内容】

妊娠届の提出者を対象に、妊娠から出産における母の健康の記録と新生児期から6歳までの子どもの健康管理を行う「母子健康手帳」を交付するとともに、妊娠から出産・育児の様々な制度や子育て支援に関する情報をまとめた本市発行の情報誌「こうちし子育てガイドぱむ」を配布する。

【実績】

年 度	R 3	R 4	R 5
交付数	2,102	1,981	1,760

※妊娠届出数に多胎分を追加した数

② 母子健康手帳交付時面談

【目的】

母子健康手帳交付時に妊婦と面談を実施し、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する。

【内容】

子育て世代包括支援センターを平成27年度から母子保健課へ、令和元年11月に西部健康福祉センター、令和3年3月に東部健康福祉センター、令和4年4月に保健福祉センターに設置するとともに、それぞれ各センターへ母子保健コーディネーターを配置。妊娠届出時に妊婦と面談し、妊婦の健康管理や養育環境のリスクや支援ニーズを把握し、必要な情報提供や相談支援を行うとともに、必要に応じて医療機関や関係機関との連絡調整を行い支援につなげる。

【実績】

年度（コーディネーター人数）	元（5）	2（7）	3（7）※	4（9）	5（9）
妊娠届出数（件）	2,275	2,289	2,076	1,963	1,742
面接実施数（人）	1,252	1,354	2,075	1,963	1,742
面接率（%）	55.0	59.2	100.0	100.0	100.0

※母子保健コーディネーターは、令和5年度末時点で母子保健課に3名、西部子育て世代包括支援センターに2名、東部子育て世代包括支援センターに2名、北部子育て世代包括支援センターに2名配置。

③ 出産・子育て応援給付金事業

【目的】

妊娠期から出産、子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦、子育て世帯等に対し、経済的支援を一体として実施するもの。

【対象及び内容】令和5年2月開始

対象者は、妊娠届を提出した方、妊娠8か月アンケートに回答し、出生児を養育する方。

妊娠届の提出時に面談を実施後、申請を受け付けし、妊婦に5万円を給付する「出産応援給付金」、出生後に面談を実施後、申請を受け付けし、出生児1人につき養育者に5万円を給付する「子育て応援給付金」と妊婦や子育て世帯の相談支援に応じる「伴走型相談支援事業」を一体的に実施する。

年 度	出産応援給付金 対象人数 (妊娠届)	子育て応援給付金 対象人数 (出生児)	合計 (人)
R 5	3,356	2,269	5,625

④ 妊娠8か月アンケート

【対象及び内容】令和5年6月開始

出産・子育て応援給付金の伴走型支援の一環として、妊娠8か月（多胎児妊娠の場合は妊娠5か月）の方にアンケートを送付し、妊婦の生活の実情把握、対象者の相談にのる機会とする。また子育てに関する情報提供を行う。

年 度	アンケート 発送者数	アンケート 回収者数	回収率 (%)
R 5	1,494	1,048	70.1%

イ パパママ教室

【目的】

妊娠期に出産・産後・子育てに関する知識・技術を習得し、子育てがイメージできるようになるとともに、出産後の地域子育て支援センターの活用につなげる。

【対象及び内容】

妊娠16週以降の妊婦とその支援者となる家族を対象。原則1回のみ。

委託型として行ったパパママひろばは、令和2年度で終了。令和3年度から子育て世代包括支援センターに会場を移し開催した。

令和4年度以降は、新たに設置した北部子育て世代包括支援センターを加え、西部健康福祉センター、東部健康福祉センターの3か所で、各6回ずつパパママ教室を開催している。

【実績】

年度	コース	回数	参加妊婦数	参加家族数	参加総数
R 3	パパママ教室	5※	71	68	139
R 4	パパママ教室	18	134	130	264
R 5	パパママ教室	18	189	188	377

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため7回中止となり、参加者数は減少。コロナ禍により病院での妊婦教室も中止になり、妊娠・出産に関して体験型での学ぶ機会が減少したことから、当事業は予約受付開始日に定員に達する状況が継続していた。そのため、令和4年度以降は定員数を見直し、コロナ感染予防対策を徹底することで、事業中止することなく開催することができ、参加人数が増えている。

ウ 産後ケア事業（訪問型・宿泊型・通所型）

【目的】

出産し退院後間もない母子等に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する。

【対象及び内容】

対象は、高知市に住民票がある出産後1年未満の産婦及び乳児で、産後ケアを必要とする者。助産師が利用者の自宅を訪問してケアを実施する訪問型と、宿泊施設（産科医療機関・助産院等）に宿泊してケアを受ける宿泊型、または日帰りで個別・集団でケアを受ける通所型があり、乳房ケアや授乳に関する相談、産婦の体調管理と心身のケア、育児に関する相談や助言（沐浴・赤ちゃんのお世話の仕方など）を行う。

【実績】 ※産後ケア3類型毎に実利用組数、延べ利用組数を計上。

年 度	訪問型（平成28年10月開始） 委託先1か所		宿泊型（平成30年9月開始） 委託先4か所		通所型（令和4年7月開始） 委託先8か所	
	利用組数 （実）	利用組数 （延）	利用組数 （実）	利用組数 （延）	利用組数 （実）	利用組数 （延）
R 3	78	132	19	63		
R 4	59	92	35	118	127	346
R 5	162	324	111	271	299	968

エ あかちゃん誕生おめでとう訪問

【目的】

生後4か月までの乳児のいる全ての子育て家庭を訪問し、家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、子育て家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育児環境の確保を図る。

【対象及び内容】

高知市に住民票がある生後4か月までの乳児のいる全家庭に対し、高知市が委嘱した子育て

支援訪問員及び保健師が訪問。発育の確認や育児の相談，子育て支援に関する情報提供等を行う。

【実績】

年 度	対象者	実人数	訪問率
R 3	2,223	2,118	95.3%
R 4	2,037	1,934	94.9%
R 5	1,831	1,793	97.9%

オ 育児相談（妊産婦・子育て相談 はぐくみ他）

【目的】

発育・発達の確認をし，育児上の不安や悩みを気軽に相談できるとともに，養育者同士の交流を図ることにより，安心して出産・育児に臨むことができる。

【対象及び内容】

令和3年度から「妊産婦・子育て相談 はぐくみ」に名称変更，乳幼児をもつ養育者及び妊婦を対象に，保健師，助産師，栄養士，歯科衛生士などの専門職が，育児全般の相談に応じるとともに，養育者同士の交流と仲間づくりの支援をしている。また，身近な場で相談できるよう，地域子育て支援センターや子育てサロン等に出向いての育児相談も実施している。

【実績】

年 度	開催か所数	回 数	延参加組数
R 3	10	23	347
R 4	17	31	587
R 5	19	73	713

※R3年度はコロナ禍により、一時開催を中止

カ 離乳食教室

【目的】

離乳食の進め方や基本的な調理方法について学び，気構えることなくやってみようという意識を持つ機会とする。また，離乳食に関して気軽に相談できる場とする。

【対象及び内容】

離乳期の児をもつ養育者を対象に，講話と試食を行い，相談に応じる。

【実績】

年 度	回 数	参加組数
R 3	9※	127（初回参加 124）
R 4	18	171（初回参加 163）
R 5	18	209（初回参加 198）

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で教室の試食や開催を中止したため、ホームページでレシピや調理動画の配信を開始した。令和4年度は教室を中止せずに行い、令和5年度6月から試食を再開した。

キ 多胎家庭支援事業、多胎の集い「さくらんぼ」

【目的】

多胎の妊娠、出産、育児に伴う身体的・精神的な負担や経済的な問題、外出困難による孤立など、多胎ならではの困難さを有する当該家庭への支援を行うことにより、多胎家庭の負担感や孤立感の軽減を図る。令和3年度より開始。令和4～5年度サービス拡充。

また、多胎家庭および多胎妊婦が、年4回開催される集いの場で、多胎特有の妊娠・出産・育児に関する情報収集、交流を通じて思いを共有し、多胎育児による不安や孤立感の軽減を図るもの。

【内容】

3歳未満の多胎児のいる家庭へサポーターを派遣し、日常の育児・家事に関する介助や外出時の補助を行う。併せて日常生活における不安や孤立感などに対応した相談支援を実施する。令和4年度は2歳から3歳未満の利用時間を20時間追加した。令和5年度は0歳から3歳未満までの年齢の壁を無くし利用時間を30時間追加し、利用合計時間を60時間とした。

【実績】

年 度	利用世帯数	延利用時間数	集い実施回数	集い参加者実数(延)
R 3	8	145.5	1※	11 (11)
R 4	14	237	2※	7 (7)
R 5	14	338	4	26 (32)

※令和3年度、4年度はコロナ感染症拡大により「集い」を中止したため、回数が減っている。

(2) 母子の健康管理

ア 妊婦一般健康診査

【目的】

妊娠中の異常を早期に発見し、適切な指導・処置を行うことにより妊婦の健康管理の向上を図る。

【対象及び内容】

妊婦が医療機関を個別に受診する。妊娠中に14回公費で健診を受けることができる。

平成24年9月から、子宮頸管長測定、平成25年度から細菌検査を導入。

【実績】

年度	対象実人数	受診者数(延)	平均利用回数	HBs抗原検査
R 3	2,469	29,682	12.0回	2,047
R 4	2,338	27,673	11.8回	1,949
R 5	2,063	24,498	11.9回	1,729

イ 産婦健康診査

【目的】

産後の初期段階における健康診査の実施により、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状況の把握を行い、必要な産婦に対して、適切な支援サービスや医療につなげる。

【対象及び内容】

産後8週までの産婦健康診査2回分に係る費用の助成を行う。

令和2年10月から実施。

【実績】

年度	2週間健診 受診者数	受診率	1か月健診 受診者数	受診率
R 3	2,045	95.5%	2,111	98.6%
R 4	1,928	99.1%	1,959	101.0%
R 5	1,673	96.4%	1,730	98.6%

ウ 妊婦歯科健康診査

【目的】

妊娠中に歯科健診を受診することにより、歯周疾患を早期に発見し治療につなげ、安心安全な出産を支援する。

【対象及び内容】

妊婦対象。母子健康手帳交付時に交付する妊婦歯科健診受診券を利用して、妊娠期間中に1回無料で歯科健診（問診および口腔内診査）を受診する。平成31年4月から市事業として開始。

【実績】

年 度	受診者数	受診率
R 3	877	40.3%
R 4	822	38.4%
R 5	760	42.3%

エ 新生児聴覚検査事業

【目的】

子どもの聴覚障害を早期に発見し、早期療育につなげる。

【対象及び内容】

新生児が出生後の入院期間中に、産科医療機関で自動聴性脳幹反応（AABR）による検査を行う。※平成28年5月から全額公費負担で実施。

【実績】

年 度	受診者数	要精検者数
R 3	2,148	21
R 4	1,960	17
R 5	1,731	21

オ 乳児一般健康診査

【目的】

成長発達の著しい乳児期において、成長発達の確認と健康管理の向上を目指す。

【対象及び内容】

1歳未満の乳児を対象に問診・診察・育児生活指導を1歳までに2回、個別に医療機関で受診する。

【実績】

区分 年度	1回目			2回目			合計		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
R 3	2,216	2,096	94.6%	2,216	1,787	81.2%	4,432	3,883	87.6%
R 4	2,003	1,927	96.2%	2,003	1,794	89.6%	4,006	3,721	92.9%
R 5	1,775	1,660	93.5%	1,775	1,523	85.8%	3,550	3,183	89.7%

カ 1歳6か月児健康診査

【目的】

子どもの健康な生活や健全な発達を図るために、種々の疾患や精神運動発達面での問題を早期に発見し治療や支援につなげる。また、生活習慣の自立・むし歯予防・栄養などの啓発や相談・助言を行い、養育者がより積極的な行動を継続できるように支援する。

【対象】

1歳6か月以上2歳未満までの児と養育者（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により受診が遅れた場合、2歳6ヶ月の前日まで受け入れ可とした）

【実績】

① 年次別受診率

年度	実施回数	対象者数	受診者数	受診率
R 3	34※	1,935	1,827	94.4%
R 4	41	2,616	2,401	91.8%
R 5	39	1,970	1,994	101.2%

※新型コロナウイルス感染症拡大のため、健診を一時休止。令和4年度以降は休止せず。健診の一時休止により、対象年齢を2歳6か月まで拡大したため、R5の受診率が100%を超えている。

② 診察結果（身体面）

年度	異常なし	要指導	要観察	要精密	要医療	フォロー中	有所見数（率）
R 3	1,632	37	63	40	1	54	195（10.7%）
R 4	2,153	56	38	51	4	99	248（10.3%）
R 5	1,732	57	35	62	5	103	262（13.1%）

③ 診察結果(精神面)

年度	異常なし	要指導	要観察	要精密	要医療	フォロー中	有所見数(率)
R 3	1,482	131	186	8	0	20	345 (18.9%)
R 4	1,950	180	237	16	0	18	451 (18.8%)
R 5	1,524	231	202	5	0	32	470 (23.6%)

④ 歯科健康診査結果

区分 年度	実施回数	対象者数	受診者数 (率)	むし歯保有 者数(率)	不正咬合者 数(率)	一人平均 むし歯数 (本)
R 3	34※	1,935	1,827 (94.4%)	13 (0.7%)	529 (29.0%)	0.02
R 4	41	2,616	2,401 (91.8%)	28 (1.2%)	672 (28.0%)	0.03
R 5	39	1,970	1,995 (101.3%)	12 (0.6%)	645 (32.3%)	0.01

※新型コロナウイルス感染症拡大のため、健診を一時休止。令和4年度は休止せず。

⑤ フッ化物歯面塗布実施者数 1872人(93.8%)

⑥ むし歯予防フォローアップ事業

	予約者数	参加者数(率)
1回目	25	20 (80.0%)
2回目	8	7 (87.5%)

※新型コロナウイルス感染症拡大のため、事業を休止した期間あり。

⑦ 再相談(ことばと心理) 健診の事後フォローとして再相談枠を拡充したもの 148人

キ 3歳児健康診査

【目的】

子どもの健康な生活や健全な発達を図るために、視覚・聴覚・運動・精神発達等の心身障害、その他の疾病及び異常を早期に発見し、治療や支援につなげる。また生活習慣の自立・むし歯予防・栄養・予防接種の勧奨などの啓発や相談・助言を行い、養育者がより積極的な行動を継続できるように支援する。

【対象】

3歳4か月以上4歳未満までの児と養育者(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により受診が遅れた場合、4歳6か月の前日まで受け入れ可とした)

【実績】

① 年次別受診率

年 度	実施回数	対象者数	受診者数	受診率
R 3	34※	1,919	1,835	95.6%
R 4	41	2,513	2,336	93.0%
R 5	41	2,435	2,288	94.0%

※新型コロナウイルス感染症拡大のため、健診を一時休止。令和4年度以降は休止せず。

② 診察結果（身体面）

年度	異常なし	要指導	要観察	要精密	要医療	フォロー中	有所見数（率）
R 3	1,407	60	74	188	4	102	428 (23.3%)
R 4	1,764	109	71	298	7	87	572 (24.5%)
R 5	1,748	111	81	250	4	94	540 (23.6%)

※令和元年度より、眼科屈折検査を導入した。

③ 診察結果（精神面）

年度	異常なし	要指導	要観察	要精密	要医療	フォロー中	有所見数（率）
R 3	1,278	142	308	30	0	77	557 (30.4%)
R 4	1,739	149	319	39	0	90	597 (25.6%)
R 5	1,715	231	218	37	2	85	573 (25.0%)

④ 歯科健康診査結果

区分 年度	実施回数	対象者数	受診者数 (率)	むし歯保有者 数(率)	不正咬合者数 (率)	一人平均む し歯数(本)
R 3	34※	1,919	1,835 (95.6%)	239 (13.0%)	640 (34.9%)	0.49
R 4	41	2,513	2,335 (92.9%)	241 (10.3%)	822 (35.2%)	0.39
R 5	41	2,435	2,287 (93.9%)	196 (8.6%)	901 (39.4%)	0.30

※新型コロナウイルス感染症拡大のため、健診を一時休止。令和4年度は休止せず。

⑤ 再相談（ことばと心理）健診の事後フォローとして再相談枠を拡充したもの 119人

ク 訪問指導

【目的】

ハイリスク妊産婦・乳児・健診の事後フォローや養育困難家庭等への支援として、保健師による訪問指導を実施している。

【実績】

年度	妊婦		産婦		新生児 (未熟児除く)		未熟児		乳児 (新生児・ 未熟児除く)		幼児		その他	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
R 3	56	96	231	400	57	71	13	28	283	485	504	626	11	15
R 4	62	124	210	364	43	58	7	7	268	463	604	686	3	3
R 5	52	107	147	328	52	75	22	23	306	618	519	598	2	3

ケ 関係機関との連携

【目的】

妊娠中からの支援体制確立のために、医療機関と地域の間で情報提供書を活用し、ハイリスク妊婦や未熟児・ハイリスク児への対応を行う

【実績】 継続看護連絡票

年 度	連絡機関数	連絡件数	内、妊婦 (率)
R 3	20	552	72 (13.0%)
R 4	17	503	69 (13.7%)
R 5	23	529	91 (17.2%)

コ 心理士相談

【目的】

養育者が抱える育児の困難さや、課題がある児への関わりについて、養育者や支援者に具体的なアドバイスを行い、養育者が児の個性に応じた関わりができるように支援する。また、必要に応じて、適切な専門機関等につながるよう支援する。

【対象】

- ・育児困難を感じている養育者
- ・心身の不調の訴えや育児不安のある養育者
- ・発達につまずきのある児の中で、比較的軽度な発達障害(=注意欠陥/多動性障害, 学習障害, 高機能広汎性発達障害, 軽度精神遅滞等)の可能性のある児
- ・健診等の母子保健事業で要経過観察となった児
- ・養育者から相談があった児

・保育園や幼稚園，子育て支援訪問員，保健師等からの紹介

【実績】

年度	回数	利用者数	
		実	延
R 3	13	19	22
R 4	12	18	28
R 5	11	17	20

(3) 不妊治療費助成

【目的】

少子化対策の一環として，令和4年4月から保険適用化されたなか，比較的高額な費用を要する体外受精及び顕微授精を受けたご夫婦の経済的な負担の軽減を図る。

ア 不妊治療助成事業

【対象及び内容】

不妊治療（体外受精・顕微授精）以外の治療方法では，妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に判断された夫婦（事実婚を含む）を対象に，指定医療機関において実施された不妊治療のうち，体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成。

男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を行った場合は，原則上乘せ助成する。（令和4年度にて事業終了）

【実績】

年度	不妊治療（体外受精・顕微授精）		一般不妊治療
	助成件数	うち男性不妊治療	
R 3	757	4	108
R 4	245	0	
R 5	229		

イ 不育症検査費用助成事業

【対象及び内容】

不育症検査のうち，保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に，不育症検査に要する費用の一部を助成する。令和3年度より開始。（令和3年度以降実績なし）

(4) 思春期保健指導・相談事業

【目的】

思春期は身体的・精神的な発達やその変化の大きな時期である。性に関する予防意識を高めるために、教育関係者の性の問題への関心を高めるとともに、子どもに知識と予防を与え、自分自身の心とからだを守ることができる力を育てる。

【対象及び内容】

小中学生・学校関係者・保護者・関係機関を対象に、思春期教室、性教育関連物品の貸し出し、性教育を行う。

【実績】

性教育関連の物品貸し出し：小学校7校，高等学校2校，その他6か所，延23回行った。

思春期教室（サポート授業）：小学校7校，その他6か所，延19回行った。

※令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類となったため，サポート授業が増えた。